

知っocco! 男女共同参画③

爽やかな秋風を感じる実り多い秋の季節となりました。今年も秋の味覚をたくさん堪能したいですね。

今月号は、男女共同参画に関連する用語（一部）についてご紹介します。認知度の高いものやあまり耳慣れない用語等があるかと思いますが、用語を知ることによって男女共同参画について考えていただくきっかけにいただければと思います。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

ジェンダー

生まれつきの生物学的な差ではなく「男らしさ」「女らしさ」といった社会や文化によって作られた性の差を指します。男女の固定的性別役割分担意識や偏見から伝統文化やファッション等、幅広い分野が含まれます。

女性のエンパワーメント

女性自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し行動していくことです。

ワーク・ライフ・バランス（WLB）

「仕事と生活の調和」のことをいいます。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発などの様々な活動について、個人の情報や希望、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて、自ら希望するバランスで、多様な働き方を選択・実現することを目指します。

セクシャル・ハラスメント（セクハラ 性的な嫌がらせ）

優位な力関係を背景に相手の意志に反して行われる性的言動のことです。職場では、性的なからかいや冗談、食事等の執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否することで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものになったりすることが該当します。また、男性から女性だけではなく、女性から男性に対して行われる性的な嫌がらせもセクハラに該当します。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者間・パートナー間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれます。